

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について		(3) 支援方法について						(5) 補助内容について			
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	発注者		他の補助事業との関係		その他 (工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	A) 支援対象		補助率等
							備考	備考	備考	備考		備考	備考	
宮崎県	宮崎県住宅用太陽光発電システム等導入促進事業	宮崎県	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)					②ほかの補助事業との併用は不可	U-PECの交付決定を受けたもの	特になし	④設置する設備の性能に応じて補助額を設定	太陽電池の最大出力1キロワットあたり3万円(上限8万円~12万円)
宮崎県	住宅用太陽光発電システム融資制度	宮崎県	③エコリフォーム促進		④融資(有利子)					④要件なし		特になし	④設置する設備の性能に応じて補助額を設定	太陽電池の最大出力1キロワットあたり60万円(上限300万円)
宮崎県	緊急地域産業活性化住宅リフォーム助成事業	宮崎市	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		自己が所有し居住している者	自己が所有し居住している市内の住宅	③その他	市が実施するほかの補助事業との併用は不可	市税を滞納していないこと		①特定の工事の工事費用に応じて決定	補助対象リフォームにかかる費用の15%(千円未満切捨)
宮崎県	宮崎市太陽光発電システム設置促進事業	宮崎市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		・設置場所に居住していること(住民登録で確認) ・申請時点で市税の滞納がないこと	市内ほ住宅	④要件なし		平成24年3月31日までに充電を開始すること		④設置する設備の性能に応じて補助額を設定	太陽電池の最大出力1キロワットあたり2万円(上限8万円)
宮崎県	宮崎市重度障害者住宅改修費助成事業	宮崎市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		・身体障害者手帳3級以上(但し、上肢機能障害は2級以上) ・療育手帳A判定 ・生計同一者所得税合算額が7万円以下	特になし	①ほかの補助事業との併用は不可				①特定の工事の工事費用に応じて決定	100%~40%
宮崎県	宮崎市高齢者等居宅介護住宅改修補助事業	宮崎市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		①高齢者・身体障害者のみ ・要介護(支援)認定者	特になし	③その他	市が実施している障害者に対する住宅改修の補助との併用は不可	生計を一つにする親族・同居人の前年分所得税額の合計が7万円以下		①特定の工事の工事費用に応じて決定	100%~40%
宮崎県	宮崎市木造住宅耐震化促進事業	宮崎市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		(耐震改修)補助対象者及び同居者の月収額の合計が公営住宅方施行令(昭26年政令240号)第1条第3号に規定する収入が高額所得者となる収入基準以下であること (耐震改修)耐震診断の補助者を利用し、昭和56年5月31日以前の2階建て以下の木造住宅で耐震診断の総合評価が1.0未満であること等。		①ほかの補助事業との併用は不可				①特定の工事の工事費用に応じて決定	【耐震改修】33.3% 【耐震改修】66.6%
宮崎県	都城市木造住宅耐震診断事業	都城市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		③その他の要件 市に登録された木造住宅耐震診断士に限る	市税完納者 対象住宅の所有者	④要件なし			特になし	③(工事費用にかかわらず)定額を補助	住宅1棟あたり60,000円を限度とした、耐震診断に要した費用の1/15に相当する額(1/15所有者負担4,000円)
宮崎県	障害者住宅改修助成事業	都城市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		①高齢者・身体障害者のみ	市内居住者 各種障害の部位、級により定めあり	①ほかの補助事業との併用は不可			特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	①被保護世帯、所得税非課税世帯→3分の3 ②所得税課税世帯(年額7万円以下)→3分の2 上限は70万円
宮崎県	浄化槽設置整備事業	都城市	⑥その他	浄化槽を設置する者に対して工事に要する費用の一部を助成する。	①補助(診断士派遣を含む)		③その他の要件 県に登録の浄化槽工事施工業者	市内在住の住宅(店舗兼用住宅)の所有者	④要件なし			特になし	④設置する設備の性能に応じて補助額を設定	合併浄化槽の人槽別の定額を補助

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について		(3) 支援方法について					(5) 補助内容について					
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	備考	備考	発注者		リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係		その他 (工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	A) 支援対象		
							備考	備考		備考	備考		備考	備考	備考
宮城県	延岡市障がい者住宅改造等助成事業	延岡市	②バリアフリー改修				③その他の要件	市内居住者各種障害の部位、級により定めあり	助成金の交付は、原則として当該住宅に付き1回とする	①ほかの補助事業との併用は不可	延岡市高齢者住宅改造助成事業との併用はできない。	特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	①世帯生計中心者の前年所得税が非課税の場合 助成額全額 ②世帯生計中心者の前年所得税が14万円以下の場合 助成額の2/3	
宮城県	延岡市高齢者住宅改造助成事業	延岡市	②バリアフリー改修				③その他の要件	市内に居住しており、介護保険被保険者で要支援以上の認定を受けている満65歳以上の高齢者がいる世帯	助成金の交付は、原則として当該住宅に付き1回とする	①ほかの補助事業との併用は不可	延岡市障がい者住宅改造助成事業との併用は不可	特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	①生活保護世帯:10割 ②生計中心者の前年所得税額が非課税の世帯:9割 ③生計中心者の前年所得税額が7万円以下の世帯:6割 ④生計中心者の前年所得税額が7万円以上の世帯:補助なし	
宮城県	延岡市住宅リフォーム商品券事業	延岡市	⑤リフォーム促進				③その他の要件	市内に本店、支店(事業所)がある事業者(加盟登録料要)	リフォーム対象住宅の所有者かつ居住者	市内に住所があり、本人が居住するための住宅(店舗兼住宅の居住部分)	①ほかの補助事業との併用は不可	市他の制度による助成の対象外であること。	市税を滞納していないこと	②工事費用に応じて決定 1枚5万円の商品券を4万5千円で販売	20万円以上の工事が対象で10%
宮城県	延岡市木造住宅耐震診断促進事業	延岡市	①耐震改修				③その他の要件	宮崎県木造住宅耐震診断士による診断	市内に存する昭和56年5月以前の木造住宅	④要件なし			③(工事費用にかかわらず)定額を補助		
宮城県	延岡市木造住宅耐震診断アドバイザー派遣事業	延岡市	①耐震改修				③その他の要件	宮崎県木造住宅耐震診断士による診断	対象となる住宅を所有、管理、又は使用している者	市内に存する昭和56年5月以前の木造住宅	④要件なし		③(工事費用にかかわらず)定額を補助		
宮城県	延岡市木造住宅耐震改修支援事業	延岡市	①耐震改修				③その他の要件	宮崎県木造住宅耐震診断士が工事監理を行うこと	対象となる住宅を所有し、耐震診断を行った住宅について改修を行った者	市内に存する昭和56年5月以前の木造住宅	④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定	耐震改修対象部分に対し、32,600円/mを限度とする	耐震改修工事費の23%以内
宮城県	日南市木造住宅耐震強化促進事業	日南市	①耐震改修				③その他の要件	市に登録された木造住宅耐震診断士に限る	市税完納者対象住宅の所有者	市内で昭和56年5月31日以前に建築された1戸建て木造住宅(伝統構法、枠組み壁工法、丸太組工法、大臣等の特別な認定を得た工法のもの、対象外) 上記の住宅で階数が2階以下の専用住宅若しくは併用住宅(延べ面積の過半の部分が、住宅の用途に供されているもの)	④要件なし	特になし	③(工事費用にかかわらず)定額を補助	診断費用の9/10(耐震診断費60,000円のうち、54,000円を補助)	
宮城県	日南市木造住宅耐震診断アドバイザー派遣事業	日南市	①耐震改修				③その他の要件	市に登録された木造住宅耐震診断士に限る	市税完納者対象住宅の所有者	市内で昭和56年5月31日以前に建築された1戸建て木造住宅(伝統構法、枠組み壁工法、丸太組工法、大臣等の特別な認定を得た工法のもの、対象外) 上記の住宅で階数が2階以下の専用住宅若しくは併用住宅(延べ面積の過半の部分が、住宅の用途に供されているもの)	④要件なし	特になし	③(工事費用にかかわらず)定額を補助	定額:4,000円/派遣	

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について		(3) 支援方法について						(5) 補助内容について				
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	発注者		リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係		その他 (工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	A) 支援対象		補助率等
							備考	備考		備考	備考		備考	備考	
宮崎県	日南市障がい者住宅改造成業	日南市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		③その他の要件	世帯員が日南市内に住所を有する身体障害者手帳の交付を受けている者 生計の中心となる者の前年の所得税課税年額が7万円以下	特になし	①ほかの補助事業との併用は不可	日南市高齢者住宅改造成業との併用は不可	特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定		住宅改修関係 70万円と対象経費のいずれか低い方の額に次の助成割合を乗じた額 ①生活保護法による被保護世帯又は生計中心者の前年所得税が非課税である世帯:3/3 ②生計中心者の前年所得税課税年額が7万円以下である世帯:2/3 施設整備関係 60万円と対象経費のいずれか低い方の額
宮崎県	日南市高齢者住宅改造成業	日南市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		③その他の要件	世帯員が日南市内に住所を有する要支援者であって、満65歳以上の者が世帯員 生計の中心となる者の前年の所得税課税年額が14万円以下	特になし	①ほかの補助事業との併用は不可	日南市障がい者住宅改造成業との併用は不可	特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定		70万円と対象経費のいずれか低い方の額に次の助成割合を乗じた額 ①生活保護法による被保護世帯又は生計中心者の前年所得税が非課税である世帯:助成割合 9/10 ②生計中心者の前年所得税課税年額が14万円以下である世帯:助成割合 6/10 ③生活保護法による被保護世帯又は生計中心者の前年所得税が非課税である世帯:9/10 ④生計中心者の前年所得税課税年額が14万円以下である世帯:6/10
宮崎県	日南市住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	日南市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		③その他の要件	電力会社と電灯契約を締結する方市税を完納している方(同一世帯全員を含む。) これまでに日南市住宅用太陽光発電システム設置費補助金を受けていない方	自らが居住する市内の既存若しくは新築の戸建住宅(店舗等との併用住宅を含む。)又は、市内の対象システム付き建売住宅(店舗等との併用住宅を含む。)	④要件なし		特になし	④設置する設備の性能に応じて補助額を設定		30,000円×太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値(KW)
宮崎県	本造住宅耐震診断アドバイザー派遣事業	小林市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	宮崎県本造住宅耐震診断士名簿の登録者	③その他の要件	本造住宅(アパート等含む)の所有者及び本造耐震促進普及に関連する団体等	在来工法で造られたS56年以前の本造住宅	④要件なし		特になし	③(工事費用にかかわらず)定額を補助		定額:4,000円/派遣
宮崎県	小林市本造住宅耐震診断事業	小林市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	宮崎県本造住宅耐震診断士資格取得者	③その他の要件	本造住宅(アパート等含む)の所有者	在来工法で造られたS56年以前の本造住宅	④要件なし		特になし	③(工事費用にかかわらず)定額を補助		定額:54,000円/戸
宮崎県	小林市高齢者住宅改造成業	小林市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		①高齢者・身体障害者のみ	市内に居住する要支援又は要介護高齢者	特になし	①ほかの補助事業との併用は不可	小林市障がい者住宅改造成業との併用は不可	原則として、当該住宅につき1回限りとする。	①特定の工事の工事費用に応じて決定		・生活保護世帯…10/10 ・所得税非課税世帯…9/10 ・所得税額が7万円以下の世帯…2/3
宮崎県	小林市障がい者住宅改造成業	小林市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		①高齢者・身体障害者のみ	市内に居住する障がい者で障害の部位・級による定めあり	特になし	①ほかの補助事業との併用は不可	小林市高齢者住宅改造成業との併用は不可	原則として、当該住宅につき1回限りとする。	①特定の工事の工事費用に応じて決定		・生活保護又は所得税非課税世帯…3/3 ・所得税額が7万円以下の世帯…2/3

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について		(3) 支援方法について						(5) 補助内容について				
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	発注者		リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係		その他		A) 支援対象	
							備考	備考		備考	備考	備考	備考	備考	備考
宮崎県	緊急経済対策小林市住宅等リフォーム促進事業	小林市	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)				築1年以上	①ほかの補助事業との併用は不可	小林市が実施している他補助事業との併用は不可	原則として、過去に同補助の交付を受けていないこと。	②工事費用に応じて決定	20万円以上の工事に限る	10/100
宮崎県	日向市木造住宅耐震診断促進事業	日向市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	宮崎県木造住宅耐震診断士による診断	③その他の要件	税金滞納なし 市内居住	市内に存する昭和56年5月以前の木造住宅	④要件なし		特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定		耐震診断費用の0.9か54,000円のいずれか少ない額
宮崎県	日向市木造住宅耐震診断アドバイザー派遣事業	日向市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	宮崎県木造住宅耐震診断士による診断アドバイザー	③その他の要件	税金滞納なし 市内居住	市内に存する昭和56年5月以前の木造住宅	④要件なし		特になし	③(工事費用にかかわらず)定額を補助		4千円
宮崎県	日向市木造住宅耐震改修促進事業	日向市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	市内の業者	③その他の要件	税金滞納なし 市内居住	市内に存する昭和56年5月以前の木造住宅	④要件なし		特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定		耐震改修費用の1/3か500,000円のいずれか少ない額
宮崎県	日向市住宅リフォーム促進事業	日向市	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	本市に住所を有し、建設業者等資格業者名簿又は小規模工事等契約希望者登録名簿の登録業者に限る。	③その他の要件	市内に住所があり、申請者の家族も含め市税を完納していること。	建築後1年以上を経過し、賃貸借住宅、店舗、事務所等を除く	④要件なし		特になし	②工事費用に応じて決定		補助対象工事費の15%で、上限15万円
宮崎県	日向市住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	日向市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	③その他の要件	市内に住所を有し、自己の居住の用に供している住宅にシステムを設置する者		特になし	④要件なし		特になし	④設置する設備の性能に応じて補助額を設定		1KWあたり3万円(県内産モジュールの場合は5万円)
宮崎県	日向市高齢者住宅改造成事業	日向市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		①高齢者・身体障害者のみ	介護保険認定者	事業対象者の居住住宅	④要件なし	日向市障がい者住宅改造成事業との併用は不可	特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定		補助対象工事費の10/10、9/10、6/10で上限30万円
宮崎県	日向市障がい者住宅改造成事業	日向市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		①高齢者・身体障害者のみ		事業対象者の居住住宅	④要件なし		特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定		補助対象工事費の3/3、2/3で上限50万円
宮崎県	住宅リフォーム促進事業	串間市	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		③その他の要件	税金滞納なし 市内居住	市内の住宅、店舗、倉庫、工場などの建物で、建築後1年以上経過していること	④要件なし		特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定		補助対象リフォームにかかる費用の20%
宮崎県	住宅用太陽光発電システム設置事業	串間市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		③その他の要件	税金滞納なし 市内居住	市内の住宅	④要件なし		特になし	④設置する設備の性能に応じて補助額を設定		1KW当り5万円に発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力値を乗じて得た額
宮崎県	串間市木造住宅耐震診断促進事業	串間市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	県に登録の耐震診断士	③その他の要件	税金滞納なし 市内居住	市内に建築された木造住宅	④要件なし		特になし	⑥その他	耐震診断費用にかかる一部	補助率9/10 上限54,000円
宮崎県	環境整備事業	串間市	⑥その他	環境保全、公衆衛生の向上	①補助(診断士派遣を含む)	浄化槽設備士	③その他の要件	税金滞納なし 市内居住	市内の住宅、共同住宅、下宿及び寄宿舍で10人槽以下の浄化槽	④要件なし		特になし	④設置する設備の性能に応じて補助額を設定		定額(332,000円～648,000円)
宮崎県	障害者住宅改造成事業	串間市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		③その他の要件	各種障害の部位、級により定めあり	特になし	③その他	介護保険事業を利用した場合、介護保険との差額が補助対象	2/3生活保護法による世帯3/3	①特定の工事の工事費用に応じて決定		2/3生活保護法による世帯3/3

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について		(3) 支援方法について						(5) 補助内容について					
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	備考	発注者	備考	リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係		その他		A) 支援対象	
											備考	備考	備考	備考	備考	備考
宮崎県	住宅リフォーム資金助成事業	西都市	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)			市税等を完納していること		持ち家で居住のように供し市内に所在すること補助対象となる住宅等が本人名義であること	①ほかの補助事業との併用は不可		特になし		①特定の工事の工事費用に応じて決定	定額(5万円)
宮崎県	西都市高齢者住宅改造成事業	西都市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)			世帯員が市内に住所を有する要支援・要介護認定者であって、満65歳以上の者が世帯員生計の中心となる者の前年の所得税課税年額が7万円以下		特になし	①ほかの補助事業との併用は不可	介護保険の住宅改修利用優先西都市障害者住宅改造成事業との併用不可	特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定		50万円と対象経費のいずれか低い額に次の助成割合を乗じた額 ①生活保護世帯⇒10割 ②前年所得税非課税世帯⇒9割 ③その他の世帯⇒6割
宮崎県	西都市障害者住宅改造成事業	西都市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)			各種障害の部位、級により定めあり。また、生計の中心となる人の前年の所得税課税年額が70,000円以下であること。		持ち家で居住のように供し市内に所在すること補助対象となる住宅等が本人名義であること	③その他	介護保険事業を利用した場合、介護保険との差額が補助対象	特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定		70万円と対象経費のいずれか低い方の額に次の助成割合を乗じた額 前年度所得税非課税・生活保護世帯 ⇒ 3分の3 所得税課税額 1～70,000円 ⇒ 3分の2
宮崎県	西都市木造住宅耐震診断事業	西都市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	宮崎県木造住宅耐震診断士による診断	③その他の要件	市内に存する補助対象住宅の所有者		市内に存する昭和56年5月以前の木造住宅	④要件なし		特になし	⑥その他	耐震診断費用にかかる一部	耐震診断費用の2/3
宮崎県	高齢者住宅改造成事業	えびの市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)			介護保険法の要介護者を対象		特になし	④要件なし		特になし	⑥その他	実費かつ上限あり	補助率10/10 上限:50万円
宮崎県	障害者住宅改造成事業	えびの市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)			障害者を対象		特になし	④要件なし		特になし	⑥その他	実費かつ上限あり	補助率10/10 上限:50万円
宮崎県	浄化槽設置整備補助事業	えびの市	⑥その他	新築・改築・リフォーム時に、河川浄化等環境保護・住宅衛生の改善に資するため、住宅の小型合併浄化槽設置に助成する。	①補助(診断士派遣を含む)	特定浄化槽工事施工業者	③その他の要件	市内在住の住宅(7㎡等含む)の所有者		専用住宅及び住居面積が全体の1/2以上を占める住居系建築物	④要件なし		特になし	④設置する設備の性能に応じて補助額を設定		合併浄化槽の人槽別の定額を補助
宮崎県	えびの市木造住宅耐震診断事業	えびの市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	宮崎県木造住宅耐震診断士資格取得者	③その他の要件	木造住宅(7㎡等含む)の所有者		在来工法で造られたS56年以前の木造住宅	④要件なし		特になし	③(工事費用にかかわらず)定額を補助		補助率9/10、54,000円/戸
宮崎県	木造住宅耐震診断アドバイザー派遣事業	えびの市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	宮崎県木造住宅耐震診断士資格取得者	③その他の要件	木造住宅(7㎡等含む)の所有者及び木造耐震促進普及に関連する団体等		在来工法で造られたS56年以前の木造住宅	④要件なし		特になし	③(工事費用にかかわらず)定額を補助		定額:4,000円/派遣
宮崎県	住宅リフォーム促進事業	えびの市	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		④要件なし	税金滞納なし市内居住		特になし	④要件なし		特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定		補助率20% 上限:20万円

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について			(3) 支援方法について						(5) 補助内容について			
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	発注者		リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係		その他 (工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	A) 支援対象		補助率等
							備考	備考		備考	備考		備考	備考	
宮城県	三股町障害者住宅改造成事業	三股町	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)			・障害等級 身体1~3級(障害部位異なる) 療育A判定 ・生計中心者の前年所得税額が7万円以下。 ・世帯員が町内に住所を有する。	新築・増築は対象外。	④要件なし	・当該補助を利用した場合、本町の高齢者住宅改造成事業は利用できない。逆も同様	特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定		所得税課税—2/3 所得税非課税—3/3
宮城県	三股町高齢者住宅改造成事業	三股町	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)			・世帯員が町内に住所を有する ・満65歳以上で介護保険での要支援又は、要介護に認定された者がいること ・生計中心者の前年所得税額が7万円以下 ・町税等の滞納がないこと	新築・増築は対象外。	②ほかの補助事業の利用を要件としている	・介護保険制度上の住宅改修費の利用が前提 ・当該補助を利用した場合、本町の身体障害者住宅改造成事業は利用できない。逆も同様	特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定		所得税課税—9割 所得税非課税—6割 生活保護世帯—10割
宮城県	三股町特定高齢者住宅改造成事業	三股町	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)			・満65歳以上で介護保険での要支援又は、要介護に認定された者がいること ・町税等の滞納がないこと	新築・増築は対象外、改修内容については、介護保険の住宅改修給付の内容に準じる。	①ほかの補助事業との併用は不可		特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	1回の対象工事の上限額は10万円まで。2回まで申請可能。	対象工事にかかる費用の9割
宮城県	三股町住宅リフォーム助成事業	三股町	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	診断士派遣は含まない	三股町に登録の無い事業者の方は、登録が必要で、町内に主たる事業所等を2年以上有し、継続して事業を実施しているもの	③その他の要件	補助事業者は、町内に居住していること 町税を滞納していないこと	①ほかの補助事業との併用は不可	町の他の制度による助成を受けていないこと	当該工事に要する経費が20万円以上	①特定の工事の工事費用に応じて決定		補助対象工事に要する15%に相当する額(当該15%の相当する額が10万円を超えるときは、10万円)とする
宮城県	高原町高齢者住宅改造成事業	高原町	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)			④要件なし	特になし	①ほかの補助事業との併用は不可		特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定		生計中心者：所得税非課税上限額の10分の9 生計中心者：所得税非課税年額70,000円以下上限額の10分の6
宮城県	高原町障害者住宅改造成事業	高原町	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)			③その他の要件	特になし	①ほかの補助事業との併用は不可		特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定		生計中心者：所得税非課税3分の3 生計中心者：所得税非課税年額70,000円以下上限額の3分の2

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について			(3) 支援方法について						(5) 補助内容について				
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	発注者		リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係		その他 (工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	A) 支援対象		補助率等	
							備考	備考		備考	備考		備考	備考		
宮崎県	高原町住宅リフォーム促進事業	高原町	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	診断士派遣なし		④要件なし	・世帯員が町内に住所を有する・満65歳以上で介護保険での要支援又は、用介護に認定された者がいること・生計中心者の前年所得税課税額が14万円以下。	現に居住しているもの	①ほかの補助事業との併用は不可		特になし	②工事費用に応じて決定	工事費20万円以上が対象	工事費×1/10 最高額10万円
宮崎県	木造住宅耐震診断事業	高原町		補助額変更のため、策定中												
宮崎県	国富町経済・生活支援緊急対策事業	国富町	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		町商工会会員	④要件なし		現に居住しているもの	④要件なし		特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定		工事費×1/5 補助額上限10万円
宮崎県	国富町経済・生活支援緊急対策事業	国富町	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)			④要件なし		特になし	④要件なし		特になし	④設置する設備の性能に応じて補助額を設定		1kwあたり5万円 補助額上限15万円
宮崎県	綾町住宅リフォーム促進事業	綾町	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	町内の業者		③その他の要件	町内に住宅を持つ者	特になし	①ほかの補助事業との併用は不可		特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定		補助対象部分×10%
宮崎県	綾町高齢者住宅改修助成事業	綾町	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)			①高齢者・身体障害者のみ		特になし	①ほかの補助事業との併用は不可		特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定		9割又は6割で70万円と比較し低い方
宮崎県	綾町障害者住宅改修助成事業	綾町	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)			①高齢者・身体障害者のみ		特になし	①ほかの補助事業との併用は不可		特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定		3分の3又は3分の2で100万円と比較し低い方
宮崎県	建築物耐震改修等事業補助金	高鍋町	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	宮崎県木造住宅耐震診断士名簿の登録者		③その他の要件	町内の木造住宅の所有者	S56.5.31以前に建築された町内の木造住宅	④要件なし		特になし	③(工事費用にかかわらず)定額を補助		定額：5万4千円/戸 事業費60,000円/戸の国(20,000円)、県(17,000円)、町(17,000円)
宮崎県	高齢者住宅改修助成事業	新富町	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)			①高齢者・身体障害者のみ		特になし	④要件なし		特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定		①対象経費の9割(生活保護法による非保護世帯又は生計中心者の前年の所得税が非課税である世帯)②対象経費の6割(生計中心者の前年所得税課税年額が14万円以下である世帯)

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について		(3) 支援方法について						(5) 補助内容について				
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	発注者		リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係		その他 (工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	A) 支援対象		
							備考	備考		備考	備考		備考	備考	
宮城県	障害者住宅改造助成事業	新富町	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)			①高齢者・身体障害者のみ	特になし		④要件なし		特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	①対象経費の3分の3(生活保護法による非保護世帯又は生計中心者の前年の所得税が非課税である世帯)②対象経費の3分の2(生計中心者の前年所得税課税年額が14万円以下である世帯)
宮城県	西米良村木造住宅耐震診断事業	西米良村	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	宮城県木造住宅耐震診断士	③その他の要件	村内居住者	旧耐震基準木造住宅		①ほかの補助事業との併用は不可		特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	補助対象経費の2/3以内
宮城県	木城町木造住宅耐震診断事業	木城町	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	宮城県木造住宅耐震診断士	③その他の要件	木城町内在住の補助対象住宅の所有者	①戸建て住宅 ②昭和5月31日以前に着工され完成しているもの ③住宅を主たる用途とするもの ④階数が2階以下のもの ⑤在来軸組工法、枠組壁工法、伝統的構法の木造住宅 ⑥大臣等の特別な認定を得た工法による住宅でないもの		④要件なし		特になし	⑥その他	調査に係る費用 調査費の3分の2以内
宮城県	高齢者住宅改造助成事業	木城町	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		③その他の要件	木城町在住の65歳以上の方で、要支援又は要介護状態区分にあるもの	高齢者が安全に日常生活を送るために、改造が必要だと認められること		①ほかの補助事業との併用は不可		特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	生活保護世帯は10割、生計中心者の前年度所得税が非課税のときは9割、生計中心者の前年所得税課税年額が7万円以下のときは6割補助。
宮城県	障害者住宅改造助成事業	木城町	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		③その他の要件	①町内に住所を有すること。 ②助成対象となる障害者(児)がいること。 (身体障害者・知的障害者：障害部位別の等級により細かく規定してある。) ③生計の中心となる者の前年の所得税課税年額が7万円以下であること。	障害者(児)の居住に適するよう改造する必要があること。 新築、改築及び増築は助成対象としない。	介護保険法(平成9年法律第123号)第45条第1項に規定する予防介護住宅改修費、又は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第77条第1項第2号に規定する日常生活用具給付に基づく住宅改修費の支給対象となるものに係る経費については助成の対象としない。	原則として、事業の適用は、当該住宅につき1回限りとする。	①特定の工事の工事費用に応じて決定	(5) 補助上限額に記載した「助成割合」については、 ①生活保護法による非保護世帯又は生計中心者の前年所得税が非課税である世帯⇒3/3 ②生計中心者の前年所得税課税年額が7万円以下である世帯⇒2/3		

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について			(3) 支援方法について						(5) 補助内容について			
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	発注者		リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係		その他 (工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	A) 支援対象		補助率等
							備考	備考		備考	備考		備考	備考	
宮崎県	川南町住宅リフォーム助成事業	川南町	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	診断士派遣は含まない。		町税の滞納がないこと	居住に供するもので、築3年以上の住宅	①ほかの補助事業との併用は不可		特になし	②工事費用に応じて決定		10万円以上の工事費用のうち2割を助成
宮崎県	川南町障害者住宅改造成事業	川南町	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		③その他の要件 ①町内に住所を有すること。 ②助成対象となる障害者(児)がいること。 (身体障害者・知的障害者：障害部位別の等級により細かく規定してある。) ③生計の中心となる者の前年の所得税課税年額が7万円以下であること。	新築、改築及び増築は助成の対象としない。	③その他	介護保険該当の方は、介護保険優先となるため、介護保険の住宅改修(上限20万円)で20万円を使った方は、住宅改造での補助上限は50万円になる。		特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定		生活保護法による被保険世帯又は生計中心者の前年所得税が非課税である世帯：3分の3 生計中心者の前年所得税課税年額が7万円以下である世帯：3分の2
宮崎県	川南町木造耐震診断事業	川南町	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		③その他の要件 宮崎県木造住宅耐震診断士(県内の建築士で県主催の講習会を受講し、県に登録された者)	川南町内在住の住宅の所有者であること。	戸建て木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの。住宅を主たる用途とするもの(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの)を含む。)階数が2階以下のもの。特別な認定工法の住宅でないもの。	④要件なし		特になし	⑥その他	耐震診断費45000円のうち、30000円を補助	耐震診断費45000円のうち、30000円を補助
宮崎県	定住取得奨励事業	都農町	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		③その他の要件 本町の住民	延床面積50㎡以上	③その他	他の補助を受ける場合は、対象工事部分を対象経費から除く		本町に定住する意思がある者	①特定の工事の工事費用に応じて決定		補助対象経費の10%
宮崎県	都農町木造住宅耐震診断等事業	都農町	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		④要件なし 木造住宅耐震診断士	昭和56年以前に建築された木造住宅	④要件なし			特になし	⑥その他	耐震診断に係る費用	原則3万円

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について			(3) 支援方法について						(5) 補助内容について			
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	発注者		リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係		その他 (工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	A) 支援対象		補助率等
							備考	備考		備考	備考		備考	備考	
宮城県	門川町木造住宅耐震改修等住宅リフォーム促進事業	門川町	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	門川町内業者に限る		④要件なし	税金完納者	住宅リフォーム工事：木造住宅耐震改修工事：昭和56年5月31日以前に建築した住宅	①ほかの補助事業との併用は不可	耐震改修工事については事前に耐震診断が必要	特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	住宅リフォーム工事：15% 耐震改修工事：30%
宮城県	門川町木造住宅耐震診断事業	門川町	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	宮城県木造住宅耐震診断士		④要件なし		昭和56年5月31日以前に建築した木造住宅	④要件なし		特になし	③(工事費用にかかわらず)定額を補助	定額(3万円)
宮城県	雫塚村住まい環境整備事業	雫塚村	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)			③その他の要件	村内居住者 合併浄化槽を設置する予定の者がすでに設置している者	特になし	①ほかの補助事業との併用は不可		特になし	②工事費用に応じて決定	実際の事業費又は事業費標準額(3百万円)のどちらか低い金額に次の補助率を乗じた額(最高90万円まで) ・3百万円以下の部分×0.3
宮城県	椎葉村高齢者住宅改造費助成事業	椎葉村	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)			①高齢者・身体障害者のみ		特になし	③その他	ほかの補助事業との併用は可	特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	基準額700千円 課税世帯は基準額の6割、非課税世帯は基準額の9割
宮城県	椎葉村障害者住宅改造費助成事業	椎葉村	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)			①高齢者・身体障害者のみ		特になし	③その他	ほかの補助事業との併用は可	特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	基準額1,000千円 課税世帯は基準額の6割、非課税世帯は基準額の10割
宮城県	椎葉村木造住宅建築支援事業	椎葉村	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)			④要件なし		村内に居住5年以上見込み有り	①ほかの補助事業との併用は不可		特になし	⑤使用する材料量に応じて補助額を決定	木材使用費用の5割

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について		(3) 支援方法について						(5) 補助内容について				
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	発注者		リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係		その他 (工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	A) 支援対象		補助率等
							備考	備考		備考	備考		備考	備考	
宮崎県	美郷町住宅リフォーム促進事業	美郷町	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		町内に住所を有する個人及び事業所を有する法人	③その他の要件	町内に居住する者	居住の用に供する町内の住宅	③その他	他の補助事業の補助対象事業費外であれば併用可能	特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	15% 限度額 15万円
宮崎県	美郷町木造住宅建築支援事業	美郷町	⑥その他	材料費(木材)を補助対象としているため、改修工事の場合も対象としている。	①補助(診断士派遣を含む)		町内に住所を有する個人及び事業所を有する法人	③その他の要件	町内に居住する者	居住の用に供する町内の住宅	③その他	他の補助事業の補助対象事業費外であれば併用可能	特になし	⑤使用する材料量に応じて補助額を決定	材料費の1/2 限度額 100万円
宮崎県	美郷町木造住宅耐震診断事業	美郷町	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		宮崎県木造住宅耐震診断士	③その他の要件	昭和56年5月31日以前に着工され、完成している住宅	リフォームの実施は義務付けていない	④要件なし		特になし	⑥その他	耐震診断に係る費用 2/3 限度額 3万円
宮崎県	高千穂町高齢者住宅改造成事業	高千穂町	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		高千穂町高齢者及び障害者住宅改造成事業指定店	①高齢者・身体障害者のみ		特になし	②ほかの補助事業の利用を要件としている	介護保険制度を併用	特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	前年度所得税非課税世帯63万円 前年度所得税14万円以下世帯 42万円
宮崎県	高千穂町障害者住宅改造成事業	高千穂町	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		高千穂町高齢者及び障害者住宅改造成事業指定店	①高齢者・身体障害者のみ		特になし	②ほかの補助事業の利用を要件としている	介護保険制度を併用	特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	前年度所得税非課税世帯63万円 前年度所得税14万円以下世帯 42万円
宮崎県	日之影町高齢者住宅改造成事業	日之影町	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)			③その他の要件	要支援・要介護認定者	既存の居室・浴室・洗面所・台所・便所等の改造	①ほかの補助事業との併用は不可	介護保険法に基づく住宅改修費を優先	①特定の工事の工事費用に応じて決定	所得税相当額によって9/10と6/10以内	
宮崎県	日之影町障害者住宅改造成事業	日之影町	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)			③その他の要件	身体障害者手帳の交付を受けている者の一部	既存の居室・浴室・洗面所・台所・便所等の改造	①ほかの補助事業との併用は不可	介護保険法に基づく住宅改修費を優先	①特定の工事の工事費用に応じて決定	所得税相当額によって3/3と2/3以内	

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について			(3) 支援方法について						(5) 補助内容について			
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	発注者		リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係		その他 (工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	A) 支援対象		補助率等
							備考	備考		備考	備考		備考	備考	
宮城県	障害者住宅改造成事業	五ヶ瀬町	⑤リフォーム促進策		①補助(診断士派遣を含む)		③その他の要件	①世帯員が五ヶ瀬町内在住であること。②対象障害者が世帯に在ること。③生計中心者の所得税課税年額が、7万円以下であること	特になし	①ほかの補助事業との併用は不可	高齢者住宅改造成事業との併用は認めない	事業の適用は、当該住宅につき1回とする	①特定の工事の工事費用に応じて決定		①生活保護法による被保護世帯又は生計中心者の前年所得税が非課税である世帯・・・3分の3 ②生計中心者の前年所得税課税年額が、70,000円以下である世帯・・・3分の2
宮城県	高齢者住宅改造成事業	五ヶ瀬町	⑤リフォーム促進策		①補助(診断士派遣を含む)		①高齢者・身体障害者のみ	①世帯員が五ヶ瀬町内在住であること。②対象高齢者が世帯員に在ること。③生計中心者の所得税課税年額が、7万円以下であること	特になし	①ほかの補助事業との併用は不可	障害者住宅改造成事業との併用は認めない	①介護保険給付手続きが必須条件②事業の適用は、当該住宅につき1回とする。	①特定の工事の工事費用に応じて決定		①生活保護法による被保護世帯又は生計中心者の前年所得税が非課税である世帯・・・10分の9 ②生計中心者の前年所得税課税年額が、70,000円以下である世帯・・・10分の6
宮城県	木造住宅耐震診断促進事業	五ヶ瀬町	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		④要件なし		特になし	④要件なし		特になし	③(工事費用にかかわらず)定額を補助		定額 3万円